

関係各位

名寄市消費生活センター
所長 小林 健

電力小売全面自由化 事業者選びは慎重に！

～平成28年4月から電力の小売全面自由化が始まります～

4月から電力の小売全面自由化がスタートします。これにより一般家庭でも電気事業者を選べるようになります。契約する際は、次のようなことを確認しましょう。

- ①契約する小売電気事業者を確認しましたか。（会社名・担当者名・連絡先）
- ②「料金が安くなる」などと勧誘されたときは、どのような条件で安くなるのか確認しましたか。
- ③料金体系・契約期間・解約時の違約金の有無などの内容を確認しましたか。

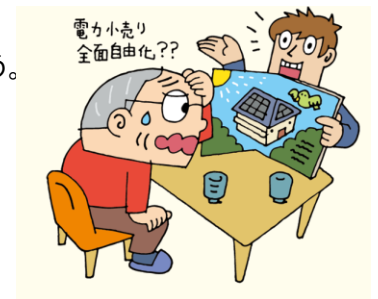
消費者へのアドバイス

- ◆小売電気事業者が、勧誘の際に電力会社の代理店と名乗ってもその場で契約せず、会社名・担当者名・連絡先などを聞いて電力会社に確認しましょう。
- ◆小売電気事業者は、月々の電気料金・契約期間・解約に関する条件などを消費者に説明する義務があります。説明がない場合は、その場で契約しないようにしましょう。
- ◆「電気料金が安くなる」と勧誘された際は、どのような条件で安くなるのかよく確認しましょう。
- ◆「電力小売全面自由化の前に太陽光発電システムを設置し、売電すれば儲かる」といった勧誘をはじめ、プロパンガス・蓄電池などの勧誘が行われています。直接関係のない契約については、必要性についてよく考えましょう。
- ◆4月になってもあわてて契約する必要はありません。新たに電力の契約をしなくても今まで通り電気を使用することはできます。
- ◆契約する際は、正確な情報を収集し、よく理解してから契約しましょう。
- ◆ご心配な時は消費生活センターまでご相談ください。

●電力小売自由化に関する相談

専用ナビダイヤル ☎0570-028-555

受付時間：9時～18時（土日祝日、年末年始を除く）



●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日